飛行制限区域を定める告示

次の表の区域の欄に掲げる区域を同表の期間の欄に掲げる期間飛行制限区域とし、同表の条件の欄に掲げる条件をその上空における航空機の飛行を禁止する条件とする。

区域	期間	条件
志摩観光ホテルの秒十八秒（北緯三十四度十八分十五秒、東経百三十六度三十四分二十五秒）を中心とする半径二千メートルの区域	平成二十八年四月十四日午前十時から同日零時まで	次のいずれにも該当しない飛行であること。 一　警備、海上保安庁の使用する航空機による海上の警備を任務とする飛行 二　輸送、自衛隊の使用する航空機による自衛隊の行う警戒又は警監の使用する航空機による警察の行う警戒を任務とする飛行 三　都道府県警察の使用する航空機による都道府県警察と緊密な連携を保つて行う飛行 四　気象状況、交通状況、航空交通管制上の必要その他の事由により飛行を制限する区域を迂回して飛行することを指示された航空機による飛行

○国土交通省告示第六百六十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

事業場の名称	事業場の所在地	認定の種類	認定に係る物件の範囲	有効期間
かもめプロペラ株式会社　本社工場	神奈川県横浜市戸塚区上矢部町690番地	製造認定	プロペラ	平成28年5月13日から平成33年5月12日まで
〃	〃	〃	プロペラ軸	〃
〃	〃	〃	中間軸	〃
〃	〃	改造修理認定	プロペラ（可変ピッチプロペラにあつてはプロペラの羽根に限る。）	〃

○国土交通省告示第六百六十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年四月一日付けをもつて次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5384号	第一種マスト灯	ＮＬＬＭ－１Ｗ	伊吹工業株式会社	大阪府大阪市旭区高殿１丁目７番28号
第5385号	〃	ＮＬＬＭ－１Ｗ（ＤＣ）	〃	〃
第5386号	第一種種舷灯（紅）	ＮＬＬＧ－１Ｒ	〃	〃
第5387号	〃	ＮＬＬＧ－１Ｒ（ＤＣ）	〃	〃
第5388号	第一種種舷灯（緑）	ＮＬＬＧ－１Ｇ	〃	〃
第5389号	〃	ＮＬＬＧ－１Ｇ（ＤＣ）	〃	〃
第5390号	第一種船尾灯	ＮＬＬＳ－１Ｗ	〃	〃
第5391号	〃	ＮＬＬＳ－１Ｗ（ＤＣ）	〃	〃
第5392号	第一種白灯	ＮＬＬＡ－１Ｗ	〃	〃
第5393号	〃	ＮＬＬＡ－１Ｗ（ＤＣ）	〃	〃
第5394号	第一種紅灯	ＮＬＬＡ－１Ｒ	〃	〃
第5395号	〃	ＮＬＬＡ－１Ｒ（ＤＣ）	〃	〃
第5396号	第一種緑灯	ＮＬＬＡ－１Ｇ	〃	〃
第5397号	〃	ＮＬＬＡ－１Ｇ（ＤＣ）	〃	〃
第5398号	第一種引き船灯	ＮＬＬＴ－１Ｙ	〃	〃
第5399号	〃	ＮＬＬＴ－１Ｙ（ＤＣ）	〃	〃
第5400号	操船信号灯	ＮＬＬＡ－ＭＬ	〃	〃
第5401号	〃	ＮＬＬＡ－ＭＬ（ＤＣ）	〃	〃
第5402号	第一種マスト灯（二重式）	ＮＬＬＭ－１ＷＤ	〃	〃
第5403号	〃	ＮＬＬＭ－１ＷＤ（ＤＣ）	〃	〃
第5404号	第一種舷灯（紅）（二重式）	ＮＬＬＧ－１ＲＤ	〃	〃
第5405号	〃	ＮＬＬＧ－１ＲＤ（ＤＣ）	〃	〃
第5406号	第一種舷灯（緑）（二重式）	ＮＬＬＧ－１ＧＤ	〃	〃
第5407号	〃	ＮＬＬＧ－１ＧＤ（ＤＣ）	〃	〃
第5408号	第一種船尾灯（二重式）	ＮＬＬＳ－１ＷＤ	〃	〃
第5409号	〃	ＮＬＬＳ－１ＷＤ（ＤＣ）	〃	〃
第5410号	第一種白灯（二重式）	ＮＬＬＡ－１ＷＤ	〃	〃
第5411号	第一種紅灯（二重式）	ＮＬＬＡ－１ＲＤ	〃	〃
第5412号	第一種紅色閃光灯	ＮＬＬＦ－１Ｒ	〃	〃
第5413号	第二種紅色閃光灯	ＮＬＬＦ－２Ｒ	〃	〃
第5414号	〃	ＮＬＬＦ－２Ｒ（ＤＣ）	〃	〃
第5415号	第一種緑色閃光灯	ＮＬＬＦ－１Ｇ	〃	〃